

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話		(内線)	
異 動 の 事 由 1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. そ の 他 (特別徴収不可)		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円	
		{ 月分で納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 {理由		控 除 社 会 保 険 料 額 円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
	.	円	円
	.	円	円
異 動 者 印	.	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)		
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)						新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番号	課・係		(内線)		
フリガナ				氏名				
氏名又は名称				電話				
代表者の職氏名印	Ⓢ							

【提出先】 〒370—0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1 千代田町役場 税務会計課 町民税係

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。